

平成 19 年 2 月 7 日

理事各位

東京都公立中学校 PTA 協議会
会 長 野 口 和 正

「教育基本法」についての研修報告

6 月 23 日開催の「東京都公立中学校 PTA 協議会」総会におきまして「教育基本法改正について」資料をいただき、説明をお聞きしました。その資料をもとに 9 月に「教育基本法について」の研修を行い、その折お寄せいただいたアンケートや 11 月理事会までに寄せられた質問をまとめ、文書にしました。12 月に役員会を開催し、文部科学省へ説明依頼をすることを確認し、この文書をもって日 P を通じ文部科学省担当者と連絡を取り、再度「教育基本法案」についての説明をお願いしました。

この間に国会で「教育基本法」が改定されましたが、1 月 22 日（月）文部科学省よりお越しいただき、改定された「教育基本法」について説明を受けましたので、都中 P にて作成した質問事項に該当する部分について、報告します。

1 教育基本法の改正理由について

Q1. 改正にあたっての説明文の中では、社会一般でとらえられている社会状況が記されています。それらの推移のわかる分析データなどはありますか。また、家庭や地域の教育力とは具体的にどのようなことでしょうか。

<説明>

昭和 22 年にできた教育基本法は、憲法とほぼ同じ時期にできた法律です。内容的にも憲法との関係が強く密接にあります。戦後すぐのときに新しい国をどのようにつくっていかうかと、日本国憲法で決められて、そのために人の教育、人間のあり方、社会のあり方を変えていかななくてはならない。そのためには教育の基本を新しく決めましょうと、つくられたのがもともとの教育基本法です。ですから、非常に抽象的で崇高な内容が書かれており、かつ時代状況を大きく踏まえた内容になっていると思います。もともと戦争への強い反省から内容ができていますので、特にそこを意識した内容になっていると思います。前文を見ますと、『民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよう』まさにこれは戦後日本がスタートしようとする理想が書かれておりますし、又それを実現するための教育の方向として『個人の尊厳』『真理と平和を希求する』とあります。裏返せば、戦前の教育において、個人より国家のためにどうやって人間を育てるかが優先されてきたことへの反省もあるでしょうし、そのために真実が隠されてきたことがあるから真理という言葉があるのでしょうかし、軍国主義ということの反省として平和ということが書かれています。それから『個性豊かな文化の創造』ということも書かれているわけです。又第一条の教育の目的を見ても『平和的な国家及び社会の形成者』とか、『真理と正義を愛すし』と、同じように戦後のスタートの時点において非常に大切な、これから強く教育で目指さなくてはいけない方向性が書かれている、というのがもともと当初できました教育基本法の内容だと思えます。今回およそ 60 年ぶりに改正ということになりましたが、この 60 年の間に日本社会が大きく変わっていて教育上の課題も大きく変わっていますので、その変化についてデータで示していきたいと思えます。現在問題点として、家庭や地域の教育力が下がってきているのが今の教育の大きな課題といわれています。たとえば、【家庭】についてのデータを見ますと、1 世帯あたりの人数が昭和 22 年では 5 人くらいだったのが平成 17 年では 2.68 人になっているとか、世帯の形態についても核家族が増えていることがよく解ります。婚姻率も半分くらいに減っています。反比例して離婚率が倍くらいに増えています。これをみても家庭のマンパワーがこれだけ違うのですから、同じ努力では同じような家庭教育は多分できないのではないかと、数字から読み取れると思います。社会のあり方についてはいろいろな側面から見ることができますが、【産業別就業率】についてのデータを見ますと、昭和 25 年には約半数の方が第 1 次産業でしたが、最近のデータでは 1 次産業は 5% で、3 次産業の割合が 6 割を超えています。これの一つの意味することは、1 次産業（特に農業について）は住んでいる場所と働いている場所が非常に近いという状況があった。農村的な住まい方をしている方が半数近くいたといえるが、いまの世の中そういう方が減っているわけで、家庭と地域、働く場所が離れている、サラリーマンといわれるような働き方をする人が増えているといえます。地域には昼間、人があまりいないという状況がこのデータのウラに見えてきます。そもそも子どもがいる時間帯に地域に関わりたくても関われる人がいない、と読み取れるデータだと思えます。又貿易額や外国人の入国者の増加や外国に住む日本人の増加と、国際化やグローバル化を実感として皆さん持っていますが、数字からも見えてきます。このように社会のあり方家庭のあり方が変わっていて、教育を支える条件が変わっているわけですから、教育に求められることが変わってくるというのは、当然かなと

思えます。それが今回基本法を変えよう、ということの大きな理由の一つになっていると思います。もともと教育基本法に書いてあることが古いからとか通用しないから替えていくのではなく、そこに書か

れていることは非常に大事なことではあるが、今の教育の基本として書くべきことはそれだけではないのではないか、というのが今回改正する大きな理由であると思います。

② 前文

- ① 改正前の前文の「真理と平和を希求する」から改正後は「真理と正義を希求し」に替わっています。
「平和」から「正義」に替わったのはなぜでしょうか。

<説明>

前文では、大きく三つの段落になっていて、最初は目指すべき国のあり方、日本国の目指すべきあり方が書いてあります。2段落目には、そのためにはどのようなことを追及していくのかが書いてあります。質問にある『真理と平和を希求』から『真理と正義を希求』にと、単に「平和」から「正義」に変えたものではありません。『我々は、この理想を実現するため』と書いてありますが、この「理想」とは、前段に書いてある『民主的で文化的な国家を更に発展』とか『世界の平和と人類の福祉の向上』になります。この「理想」は「平和」だけではないのですが、当然この中に「平和」というものが含まれていて、この「平和」を実現するために教育上どういうことを重視しなくてはいけないか、ということはこの後続けて書いていますので、このあと、もう一度『真理と平和を希求』と書くよりも平和を求める上でも大事な『真理と正義』と書いてはどうかと、ということで「真理と正義」という言葉となっているのです。

「平和」から「正義」に変えたことにより、平和を否定したり軽んじていることはありません。平和の実現のために何をしようかと書いてあります。正義のための戦争もある、といわれる方もありますが、憲法九条（平和主義の大事な条文ですが）に『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し』と書いてありますので、憲法の上でも国際平和の重要な要素として『正義』というものが掲げられているということもあるのではないかと思います。改正前の教育基本法でも第一条に「平和的な国家社会の形成者として」大事なこととして、『真理と正義を愛し』とあり、『真理』と『正義』という言葉はセットで、平和のためには大事であるということは改正前の基本法でも書かれていて、今回も同じような書き方になっています。単に言葉を変えたのではなく、条文の全体の構成を見ていただくとよいと思います。第二条（教育の目標）五号に『国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う』と平和という言葉を入れております。あたり前ですが憲法は変わっていませんし、平和主義というものは我々国民が維持していくべき大事な価値観だと思えます。それを軽んじているような内容ではない、とご理解いただきたいと思えます。

- ② 改正後の前文、および第二条三にある「公共の精神」とは、どのようなものですか。

<説明>

前文だけでなく、今回の改正で加えられた教育の目標の中に「公共の精神」というものが強調されています。今までは明示的に書いてなかったのですが、今回の法律ではそこを書くようにしました。普通の日本語辞書的な意味と特に変わることはなく、社会全体のために何らかの貢献をするということを意味するものです。

③ 第一章 教育の目的及び理念

- ① 第一条にある「国家及び社会の形成者として必要な資質」とはどのようなものでしょうか。
第五条2項にも表記されていますが同じものですか。

<説明>

第二条（教育の目標）に教育の目標がいろいろ書いてありまして、こういう目標を達成するように教育を行っていくと、結果として、第一条にいう必要な資質が身についていく、と考えています。ただ、第二条（教育の目標）に書いているたくさんのもので全部が資質に関するものではありません。「幅広い知識と教養を身に付ける」「能力を伸ばす」は資質ではなく、教育が目指す方向性を書いているだけです。第二条に書いてあるのが全部資質で、これを全部身につけろということかということ、必ずしもそうはなっていません。ただ第二条に書いてあるような目標にそって教育をしていくと、結果として、国家社会の形成者に必要なことは身につくだろうな、ということだと思います。第五条（義務教育）にも『国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質』と書かれています。義務教育には「基本的な」という修飾語がついています。教育の目標は人格の完成のための教育の目標ですから、一生かけても届かないようなことが書いてあります。義務教育はそうではなく基本的な部分をやりましょうということで、「基本的な」という言葉をつけ加えています。

② 第二条「教育は、・・目標を達成するよう」とありますが、目標の達成については誰がどのように判断するのでしょうか。

第六条 2 項「・・教育の目標が達成されるよう、・・」と同じように表記されていますが同じ内容でしょうか。

<説明>

第六条 2 項にある『教育の目標』は第二条にある『教育の目標』をさしています。第二条については、学校教育だけではなく家庭教育、社会教育を含めたおよその教育全体について「教育というのはこういう目標を持ってやったらいいのではないか」というようなことが書かれています。家庭教育や社会教育については具体的に国や公共団体が強制するような種類のものではありませんので、現実に『教育の目標』の実現に大きな役割を果たすのは、公共的な性格を持つ学校教育になります。そういうことから、第六条（学校教育）のところにあって、『教育の目標が達成されるよう』という言葉を入れて、『教育の目標』の達成の主たる担い手、公として担えるのは学校である、という主旨でこの言葉が入っています。

教育の目標は、教育の目的を実現するためにこういう方向法でやったらいいのではないか、ということです。これをもとに達成度を判断する、というものとして書いているものではないので、誰かが判断する、評価するものではないと思っています。たとえば学校の中での評価にどう関係するのかということになれば、この基本法の改正を踏まえてどうなるかわかりませんが、「学校教育法」について、変えたほうがいいか変えなくてもいいのかと議論して、「学校教育法」が変わるなら変わって、更にそれを受けて、既に別途、見直しの作業を始めていますけれども、「学習指導要領」にも反映させたほうがよいものがあるのか無いのかということをおまえて作業をしていきます。指導要領が仮に変わったとして、その変わった指導要領に基づいて学校における評価とかは、されるのであって、基本法にこのように書いてあるからといって、誰かが評価するということではないと思います。特にこれは人格の完成を目指してやることですから、多分人格の完成はよほどの人でない限り死ぬまで完成しないと思いますので、誰もが未完成の状態、この方向を目指して進んでいったらいいのではないか、ということが教育の目標に書いてある、ということです。そもそも評価することを前提としてつくった条文ではない、ということです。

【意見交換から】

今回の改正で具体的な目標がしめされましたが、そのことに関して、たとえば「国を愛する心」とかを含めた、目に見えない心の問題を、学校の中でも評価する対象になり、どのように評価されてしまうのかという不安がありました。ご説明で基本法にはそのようなことが無いといわれますが、「学校教育法」などの具体的な施策には可能性があるように感じますので、不安になります。

<説明>

これを学校でやるときには、もちろん指導要領とかに具体的に目標が設定されて、当然評価もいろいろな形ですと思いますが、その場合であっても、内心を評価することは憲法上許されないことから、それはありえない、あってはならない、やるべきではないと思います。特に国を愛する心の評価については、国会の中でも議論されまして、総理から「国を愛する心をもっているかどうか評価することはできないし、する必要もない。」と答弁がありましたし、我々もそのように思います。現実にも今でも社会科の目標に書いてありますけれども、実際に評価するのは、それに関わって歴史の勉強をしたり、伝統についての勉強をして、そのことについての評価はされます。それを越えて結果として、「愛していますか」「愛せませんか」の評価は当然許されるものではないし、我々としても求めるつもりもありません。他の部分でも心の内心に書かれたものについての評価は当然許されないと思います。

③ 第二条四にある「環境の保全」とはどのようなことでしょうか。

<説明>

これは基本法なので抽象的に書いてあるので、具体的に何かをしなくてはいけないということではありません。「地球環境問題を解決するために持続的な環境を守っていきましょう」という趣旨です。具体的に何をするかは、人それぞれであろうかと思えます。

④ 第二条五にある「伝統と文化」とは具体的にどのようなものでしょうか。

<説明>

一般的に皆さんがイメージされる季節の行事とか伝統芸能とか伝統の地場産業といった、いろいろなものが含まれると思いますが、具体的に国がこれを決めてそれだけ大事にしなさい、ということではもちろんありません。一般的に伝統や文化を大切にしましょう、といっているもので、具体的にその中の何をどうされるかは国民一人一人の受け止めの問題だろうと思います。もちろん学校の中ではある程度特定して教育活動が行なわれると思いますが、一般論としていいますと、この「教育の目標」に書いてあるからなにか特定のことを尊重しろということではありません。

⑤ 改正前の第三条の「能力に必ず教育」と改正後の第四条の「能力に応じた教育」の違いを教えてください。

<説明>

最近の法律の用語の使用例にならうと、今は「応じた」と使うのが一般的なので、「応じた」と直ただけで、「必ず」を「応じた」にしたことによって何かが変わることではありませんし、変えるつもりもありません。もともとそれぞれ個々の能力の違いがあるのを前提にして、その能力の違いに応じた教育をやっていきましょう、というのが改正前の条文の趣旨ですし、改正後も同じ趣旨です。

4 第二章 教育の実施に関する基本

① 改正前の第四条にある、年数の「9年」が第五条で削除されたのはなぜでしょうか。年限について

は表記がなく、「別に法律で定める」とありますが、どのようになるということでしょうか。

第十六条「この法律及び他の法律の定めるところ」にも「他の法律」とありますが、どのような法律でしょうか。

<説明>

今すぐに、9年の普通教育の期間をどうこうすることを考えている訳ではありませんが、現実の教育の課題として、たとえば、幼児教育は非常に重要なのでせめて幼児教育の最後の1年くらいは無償にして義務化できないかとか、議論がいくつかの政党でされております。それから、高校に進学される方も100%に近い数字になっておりますので、そちらについても無償にしたらいいいのではないかとか、義務化したらいいいのではないかとか、議論があります。義務教育の年限についてすぐに変えるという予定はありませんが、現実的な課題になりつつあるというときに、基本法を変えないと義務教育年限の延長ができないということよりは、『別の法律』にしておいたほうが、柔軟に対応しやすいのではないかと、ということです。教育の基本法となりますと、今回の改正でも非常に大きな議論があったわけですが、年数一つにしても非常に大きな意味を持ちますので、その所は基本法を変えるのではなく、「学校教育法」などのもう少し具体的な個別の法律の改正で対応できるようにしよう、ということです。

② 第五条2項「義務教育として行なわれる普通教育は、・ ・」とありますが、普通教育とはどういうものなのでしょうか。

<説明>

「普通教育」というのは、国民が共通して受けるべき一般的、基礎的な内容の教育ということです。憲法と教育基本法において、義務教育は普通教育でなければならない、とされています。ですから、具体的には、現在の小学校や中学校で教えられている内容が、「普通教育」ということになります。

③ 改正前の第五条の「男女共学」が削除されているのはなぜでしょうか。

<説明>

改正前の第五条には大きく二つのことが書いてありまして、一つは「男女は、互いに敬重し、協力し合おう」ということです。この趣旨については、第二条（教育の目標）の中で三号に『男女の平等』を入れさせていただいています。後半にもう一つは「男女の共学を認めるべし」とありますが、実態として男女の共学は広く普及しておりますし、当然のこととして国民の間でも受け止められていると思います。以前には男女で家庭科などもカリキュラムが違っていました。平成の時代には完全に統一のカリキュラムになっていますので、制度的にも男女の違いはなくなっております。中教審の答申の段階でも、男女の共学についてももう書かなくてもよいのではないかと、議論がありました。このようなことから今回の基本法にも書かなかった、ということです。

④ 第六条2項「教育を受ける者の・ ・体系的な教育が組織的に行わなければならない」とありますが、体系的な教育とはどのようなものなのでしょうか。

<説明>

塾や習い事であれば、「いつ入ってもいい、いつやめてもいい」という形態もあると思いますが、学校では年間を通したカリキュラムが定められていて、計画的な授業が行われているということが、『体系的な』ということになると思います。学校教育制度全体としてみても年齢発達段階に応じて、幼・小・中・高という学校段階がきちんと整えられている、ということも『体系的な教育』だと思います。

⑤ 改正前の第六条 2 項にある「全体の奉仕者」とはどのようなことでしょうか。改正後ではその言葉が削除されています。

<説明>

改正前の第六条から独立させて第九条としました。「全体の奉仕者」という言葉が第九条（教員）から削除されているといわれていますが、もともとの「全体の奉仕者」という意味は、国民全体の利益のために教員は働くべきであるという、一部のものの利益のためではないということで、この言葉が用いられております。趣旨は全くそのとおりですが、「全体の奉仕者」という言葉を法律上使う場合にはこの法律を唯一の例外として、他は全て公務員についての言葉になっています。日本国憲法でも公務員について「全体の奉仕者」という言葉を使っていたと思います。この第九条（教員）は私立の方も含めた教員のこと書いてある規定ですので、法律の言葉づかいとしては違和感がある、ということでこの「全体の奉仕者」を削除したということです。改正前の第十条、改正後の第十六条（教育行政）のところに『教育は、不当な支配に服することなく』という言葉がついておりますが、これもまさに国民全体のためを考えてやりなさい、ということで、教育全体についてこのように書いてありますので、教員についても当然当てはまる条項ですので、ここから「全体の奉仕者」の言葉を削除したからといって、教員が勝手なことをやっていい、という意味にはならないと思います。

⑥ 第十条における家庭の定義をどのようにとらえているのか教えてください。

<説明>

一般的に考えられている、親子関係を中心とした人の集まりが家庭であると思います。しかし家庭の形はいろいろありますので、特定の形の家庭を理想形としてこの条文がつくってあるということではありません。多様な今の家庭のあり方を前提にして、しかしやはり、保護者が子の教育についての責任があるのではないかと書いてあるのが第十条 1 項です。とともに、先ほど社会状況の説明をしたように、家庭自体の力がマンパワーの点で弱っているところがありますので、家庭教育に対する支援はきちんとやる必要がある、ということが 2 項につけ加えてあるということです。

⑦ 第十条と第十一条との関わりをどのようにとらえればよいでしょうか。

<説明>

第十一条（幼児教育）では、はっきり条文に書いていませんが、念頭においていますのは、小学校にあがる前の時期が幼児期の教育です。第十条（家庭教育）は、それにとどまらず、当然その時点で家庭教育が終わるわけではないので、小・中・高という年代も含めたお子さんに対して行なわれる、家庭における教育というものが含まれます。第十一条の幼児期の教育は、家庭における幼児期の教育だけでなく、当然幼稚園も入りますし保育所でも教育的なもの行なわれていますので、これらが幼児期の教育に入ります。こちらは場所の方を、家庭に限らず広く、年齢に着目して広く規定しているわけです。厳密にいうと、若干ダブっているところがあるのは事実ですが、どちらもそれぞれ観点が大事ですので、規定しているということです。

⑧ 第十条と第十三条との関わりをどのようにとらえればよいでしょうか。

<説明>

学校、家庭、地域の連携ということがいわれておりますので、基本法上も明確にしようとしたものです。ここにおける家庭が担うべき役割というものは、第十条に書かれているものです。また、

自らすべきことをするだけでなく、お互いに学校や地域との協力もやっていきましょう、という関係になっています。

⑨ 第十一条における幼児教育の概念を教えてください。

<説明>

幼児期における教育は、家庭における教育もありますし、幼稚園における教育もありますし、保育所における教育もあります。幼児を対象とするあらゆる教育をさしています。

⑩ 第十三条の教育における地域住民等の役割と責任とは、具体的にどのようなことでしょうか。

<説明>

地域住民に具体的に特定の役割や責任があるわけではないと思いますが、地域において子ども達に声をかけたり、安全について目を配っていただいたり、いろいろな活動をしていただいていると思います。それぞれ地域の方もできることに参加いただいている、学校、家庭とも協力していく、ということがその内容だと思います。

5 第三章 教育行政

① 改正前の第十条では「教育は、・・国民全体に対し直接に責任を負って・・」と国民に対しての責任が表記されていますが、第十六条ではそれが削除されています。なぜでしょうか。

<説明>

「教育は、不当な支配に服することなく行なわれるべき」という部分については改正前の規定を引き継いでいるところですが、その趣旨は、一部のために教育が行なわれるのではなく、国民全体の意思に基づいて行なう必要がある、というのが改正前の規定の趣旨だと思いますが、これは引き続き改正後も同じ趣旨で規定している、ということです。改正前にある『国民全体に対し直接責任を負って』という言葉について、改正後には出てきませんが、第十六条の中に『この法律及び他の法律の定めるところにより』とあり、今の日本の仕組みからいいますと、国民の意思が表れているのは、国民の代表が集まっている国会、そこで認められた法律というのが国民の意思の表れである、ということになりますので、それに従って行なわれるべきということで、改正前と改正後では言葉は変わっていますが趣旨は変わるものではない、と私たちは理解しています。

② 改正前の第十条、第十六条に「不当な支配に服することなく、・・」とありますが、それぞれ、なにに對しての不当な支配でしょうか。

<説明>

誰が『不当な支配』をするのかについては、特定の誰かを念頭において規定しているのではなく、誰でも不当な支配をしてしまう可能性があって、それをしてはいけませんよ、と。どこに支配するのか、ということについては、実際に行なわれている教育の活動、学校教育であるかもしれませんが、学校教育以外の場合もあるかもしれませんが、それぞれ具体的な教育の活動があると思いますが、そのようなものに対して、特定の勢力が自分達の都合のいいような影響力を行使するのは、いけないということです。教育行政について特に不当な支配をする可能性があるのではないかと、それを禁止するのがもともとの基本法の趣旨ではないのか、というご意見もあるのですが、もちろん教育行政も「不当な支配」にならないようにする義務が当然あるわけで、それを否定するものではありません。我々としては国会での意思として法律が定められているわけですから、それに従ってやるのが国民の全体の意思に服するやり方

である、と思っています。

- ③ 改正前の第十条「教育は、…」第十条 2 項で「教育行政は、…」と、教育と教育行政の区別がはっきりしていましたが、改正後の第十六条では、教育と教育行政との関係(領域)はどのようになるのでしょうか。

<説明>

第十六条 1 項にまとめて書いてありますが、『教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行なわれるべきものであり』ここまでが教育について書いたことで、後段は教育行政について、そのことも踏まえて公正適切にやらなければいけない、ということが書いてあります。文章は全体の条文の構成の関係で一つにつながっていますが、今までと同様に、教育について基本原則を書いてその後に教育行政のあり方を書いてある、という意味では変わらないのではないかと思います。

【意見交換から】

改正前の第十条 1 項、2 項を全体の条文の構成の関係で一つにつながっており、内容は今までと同様で変わらないとなれば、改正前の第十条 2 項にある『諸条件の整備確立』という言葉の意味が、改正後の第十六条 1 項の『教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担』であると理解していいのですか。

<説明>

改正前の第十条 2 項にある『諸条件の整備確立』の具体的な内容は、改正後の第十六条 2 項、3 項で書いてある、ということです。教育行政がやるべき抽象的な部分は、第十六条第 1 項の後段のところで「役割分担と協力」と書いてありまして、さらに「役割分担」と書いてある具体的な中身はどうかというと、今回は国と地方を分けて、「国は、全国的なレベルの機会均等と水準の維持」をやりますし、「地方は、それぞれの地域に応じたことをやりなさい」ということで、改正前の『諸条件の整備確立』のところについていうと、もう少し詳しく、具体的に、しかも国がやるのか地方がやるのかということもはっきりわかるような形にして今回、書いているとご理解ください。

- ④ 第十七条にある「教育の振興に関する施策」とは、どういうものでしょうか。

<説名>

「教育振興基本計画」の策定は、これも今回の改正の非常に大きな目玉の部分だと思います。教育についての個別の、例えばクラス人数を少なくするための計画とか、コンピューターを整備するための計画とかがあるのですが、それらを総合的にまとめたものが今までありませんでした。それは他の行政分野についてみると、たいていどの行政分野でも、「農業についての基本計画」とか「少子化対策」とかいろいろ計画が作られていて、教育だけが無いような状況でしたので、教育についてもきちんとつくろうというのが、この条文の趣旨です。「振興に関する施策」の計画は、これからつくるもので具体的にはなかなか申し上げられませんが、今国が実際にやっていますいろいろな基準をつくったり、ということも施策に含まれるでしょうし、義務教育の負担金を出すこともそうでしょうし、教員の加配とかもこの中に入ってくると思います。文部科学省のやっている教育についての施策のほとんどが入りうるということだと思いますが、それをどう整理していくかということは、これから検討されていくのだとおもいます。

- ⑤ 第十七条「政府は、教育の振興に関する施策についての… 国会に報告する…」とありますが、教育の施策を国会に報告し公表するだけで、国会では審議はされないということでしょうか。

<説明>

国会に報告すれば、重要な計画ですので、いろいろとご質問いただいたりご意見をいただいたりする
ことが、当然行なわれるのではないかと予測しております。事前に承認をもらう仕組みにはなって
いませんので、つくった後に国会でいろいろ議論いただいて、ご意見をいただいて、場合によってはそ
れを受けてその後の計画の見直しとかの場合に参考にさせていただくとか、ということも出てくる可
能性もあるかと、思っています。

<全体を通して>

① 教育基本法の制定から現在にいたる間に、国として締結している「子どもの権利条約」などの国際条
約や宣言の理念は、今回の改正後の教育基本法にどのように生かされているのでしょうか。

<説明>

「子どもの権利条約」を批准した時点で、政府の立場としては、日本国憲法とか関係の法律で、その当
時の状態で、特に「子どもの権利条約」とは矛盾したりはしない状態だというのが、われわれの基本的
な考え方なので、「子どもの権利条約」があるから改正しなくてはいけなかった、という部分は、今回の
改正には無かったのではないかと思います。当然、「子どもの権利条約」の趣旨と不整合は生じることま
ずいと思いますので、当然そういうチェックはしましたが、今回の内容で「子どもの権利条約」に反す
ることもないのではないかと思います。それから「子どもの権利条約」があるから入れた、という
わけではありませんけれども、たとえば障害者に対する支援でありますとか、家庭教育についての家庭
の責任ということは「子どもの権利条約」に書かれている内容でもありますので、具体的に一致してい
る点もありますけれども、基本的には全体の趣旨として「子どもの権利条約」に反するものではないし、
その方向にそった内容になっている、と私たちは思っています。

【意見交換から】

第十条（家庭教育）では『保護者が第一義的に責任を有する』とありますが、「子どもの権利条約」では
『子どもの生存権を保障する』とあり、「第一義的責任」は子どもの生存権以上のことまで踏み込んでい
るように取れるのです。子育てで、かなり今重荷を負っている母親も出ている状況で、そのとき「責任
があるのだから、あなた、もっとやりなさいよ。」といわれてしまうときにどうするのか、ということ
を危惧しています。

<説明>

第十条（家庭教育）1項の条文は一般論として、子どもの教育について保護者が第一義的に責任がありま
す、といっているに過ぎないと思います。今でも民法で親権の中身として、監護とか教育は、親の権利
でもあるし義務でもあると書いてありますし、その内容とそう違わないと思います。文中の後半に多少
具体的に『必要な習慣を身につけさせる』とか『自立心の育成』と書いてありますが、これもきわめて
抽象的な内容で、この条文をもって、親が何かをしていない、という根拠にはならないと思います。そ
れから親への支援については、2項のところで『家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の
機会及び情報の提供』とか『家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる』となっていますので、「子
どもの権利条約」の構造とは違っていないと思います。1項に責任が書いてあり、先にお話ししたような
家庭の現状を見れば、行政も介入にならない範囲で手を差し伸べる必要がある、というのが社会的なコ
ンセンサスだと思います。そのことがこの2項に書いてあると思います。

【意見交換から】

「子どもの権利条約」の中で、子どものいろいろな権利で、「意見表明権」とか「参画権」とかがありますが、教育の中に子ども達が参加する権利、意見表明する権利というのをどのようにとらえているのか。たとえば第六条（学校教育）2項の中に『必要な規律を重んずるとともに』とありますが、規律を重んずるがために意見がいえないような状況が出てくるのではないかと、危惧されるので、どこまで「子どもの権利条約」と照らし合わせたのかと、思っています。

<説明>

「子どもの権利条約」にある子どもの意見表明権とストレートに結びつくような条文の文章があるかという無いのが事実ですが、一方で否定するものでも、もちろんないし、「条約」の方が法律より上ですから、条約に反するような法律の運用はできませんし、憲法でもそれは認められるような権利だと思うので、「子どもの権利条約」に反するようなことをしてはいけないと思います。もともと教育基本法の成り立ちからしても、教育をする側にこういう方向でやりなさいという規定が中心になっているのは事実、そのとおりだと思います。といって、「子どもの権利条約」でいわれているようなことを否定しようとする意図では、もちろんありませんし、例えば第二条（教育の目標）三号に書かれている『主体的に社会の形成に参画する』という「社会」はいろいろなレベルでの社会があるでしょうから、学校社会という集団の中でも主体的にその集団活動を形成するために、自分の意見をいいながらいろいろなルールを決めるとか、ということはこの「教育の目標」にそったことだと思います。これをどう実際に運用していくかが非常に大事だと思います。第六条2項の条文が特定の方向で何かを規制していることではないと思います。

② 改正後で新たに設けられた条項も含め、もう少し詳しい説明をお願いします。なぜ教育基本法を改正しなければならないかの理由について、配布された資料からだけではまだよくわかりませんので、教えてください。

1 [教育基本法の改正理由について](#) の Q1の<説明> を参照

【意見交換から】

第三条（生涯学習の理念）の条文の前に、第二条（教育の目標）として、細かく書かれて『態度を養う』と条文にあると、態度を養うのが自分達の生涯学習の目標といわれると、そぐわないと感じてしまいます。あくまでも自主的な学びであって、こういう目標のために私たちは学んでいるわけではないと思います。

<説明>

生涯学習の所は今回唯一の例外として、教育をする側ではなく「学ぶことを大事にしよう」ということをこの一条に願いをこめてつくってある条文ですので、教育の目標とは直結しません。「教育の目標はこうだから、学ぶときにはこうしなければ、こうあらねばならない」とは、法律の構成上からもなっていませんし、そういう意図もありません。第二条（教育の目標）はおおよそ教育というか、抽象的な意味での教育において、人格の完成を目指すということをもう少し具体的に書いていくとどうなるのかという視点で書いているので、教育という営みである以上、教える者と教えられる者とがあって、教える者は何らかの意図をもって教えるわけです。そのときの人格の完成を目指す方向性の中を具体化すると、こういうことがあるでしょう、ということをも5つに分けて書いています。具体的にこれをする義務が誰にあるかということ、基本法のレベルでは誰にも義務が課されていないわけです。理念として書いてあるわけなので。では学校でどう具体化されるかということ、先ほどお話ししましたように「学校教育法」に書

かれて、それを踏まえて「指導要領」があって、そこで初めて具体的な、学校の先生方にも義務が生じると。家庭教育や社会教育については、本来的に教育をされる方が自由な意思で具体的な教育を決めるべきものだと思いますので、『教育の目標を達成するよう』という言葉もあえて入れませんでしたし、現実、縛りようも無いわけです。家庭の中や社会教育で何をしようというの。ただ教育というのは、学校ばかりではできませんので、教育全体としての「目標としてはこうだよ」ということは、第二条の形で示させていただいている、とご理解いただくとよいかと思います。

【意見交換から】

教育基本法を全体的に見ると、改正前が個人重視のようで、改正後は公が重視のように感じます。それによって、個々の個人が捨てられていくようなことはないですね。

<説明>

報道などでもそういうとらえ方をする方が多いと思うのですが、改正前の「教育基本法」も個人重視ではなく、第一条では人格の完成をめざしますが、具体的な姿としては「国家、社会の形成者として、いろんなことを身につけた国民の育成をしましょう」ということですので、決して、公的なことを落とした法律では、もともとなかった。そうはいいつつも基本法ができたときの時代背景からすれば、どちらかといえばそれまでは個人が圧迫されていたわけですから、これからの教育の中で個人が大事なのは当然ですので、公も否定していませんが個人も強調されているのも事実である、制定のときの趣旨、意図がそうだと思いますので。今回の改正の中では、個人の重視を決して否定していませんし、見ていただければわかるとおりです。第二条（教育の目標）のところでも五号あるうちの二号のところは「個人の自立」ということで、個人に特に着目したものであって、加えて、他人との関係というのと国際社会の関係というのと環境問題も重要な問題とだと思いますので、それとの関係を入れてあるということです。我々としては今必要なことのバランスをとってあるというか、改正後の基本法も公共ばかりを重視しているわけでもない、と思います。比較すれば今までよりは公共的な部分がはっきり出ているのは事実だと思います。

【意見交換から】

教育行政について、確認の意味も含めお聞きします。改正前の第十条、第十六条に『不当な支配に服することなく』とありますが、これは戦前の社会情勢があって、「国家の不当な支配に服することなく」というようなことであつたと思うのですが、今回の第十六条で『不当な支配に服することなく』とあるこの主語は何なのでしょう。また、『この法律及び他の法律の定めるところ』は、たとえば「学校教育法」であつたり、国会で決められた法律のことをさします、といわれましたが、そうすると、そこで定められたことに対して、「これはおかしくはありませんか。」といえなくなってしまうのですか。

また、様々な施策に対しても、現場や私たちのようなPTAの団体が「ちょっと待ってください、おかしくありませんか。」という意見をいうことも退けられてしまう可能性があるのかな、という不安があります。

<説明>

「不当な支配」の主語のことですが、改正前も、もちろん一つの強い懸念の対象として、国家的統制みたいなものがあつたのは事実だと思いますが、改正前の基本法であってもそれだけを念頭においた規定でもないのです。もちろんそれもありますけれど、特定のイデオロギーを主張する運動団体とかが教育現場に関与することも当然それは「不当な支配」にあたると思いますので、そこは国というか行政、官僚機構みたいなものも念頭におかれていましたが、それだけではないと思います。それは改正後も同じです。国会答弁でもいっていますが、もちろん我々教育行政をやっているものとしては、国民の声を聞いて、かつ国会の声を聞いて、中立的に正しいということをやっているつもりです。ですから自分達が「不当な支配」をしているとは思いませんけれども、間違っていると思われるときにはこの条文を使っ

て、改正後であっても当然「これはおかしい。」といえることですし、現に訴訟が起きたりもしていますので、それは改正後の条文をもとにしても訴訟は起こせると思います。

それから、『他の法律に定めるところにより』と書いてあり、法律には、非常に細かく具体的に書いてある条文もあれば、多少の解釈の余地がある条文もあります。我々はもちろん本来の趣旨に則って、しかも憲法に適合するような解釈でいろいろなことをやっているつもりです。それもやはり法律の解釈で、「その考え方おかしいのではないか。」「そもそもその法律は、そんなことをいっているのではないのではないか。」と主張する自由は当然あるわけですから、いくら我々が「法律に従ってやっているよ。」といっても、「でも法律の解釈は違うのではないですか。」という自由は当然ありますし、そういう裁判を起こせると思います。疑わしいと思えばどんどん指摘していただいていいのだと思います。

【意見交換から】

基本法が成立して60年、時代とともに改正したというのは今までお話しをお聞きしましたが、現実はずっと多様化して、改正された基本法が後からついてきているような部分があるのではないかと思います。地方分権の中でという考え方の中で、改正された基本法の中でも第十六条で地方のことが書いてありますが、私たち東京の中でも学校や教育内容等についてもいろいろ格差が出てきています。文部科学省でいわれている「ゆとり教育」では公立と私立との格差も出てきています。このようにこれから多様化していく中で、地方によっては同じ義務教育の中でも格差がもっと出てきてしまうのではないかと、危惧があります。出てくる格差を認めてしまうような、基本法の解釈によっては各特色としてこのようなことが認められてしまうのではないかと、いう心配があります。

<説明>

ここに新しく盛り込んであることのほとんどは、我々行政のレベルでは大事だと思って取り上げています。家庭教育もそうですし、幼児教育もそうですし、これまでもいろいろやっていることばかりですので、教育の基本として大事だということで、今回、国会に確認していただいた、ということが大きいのではないかという気がしています。格差の問題についていうと、国の責務は全国的な教育の機会均等と水準の維持向上ですが、結果としての平等までは、この自由な社会ですので、なかなか実現するのが、いいのか悪いのか、という議論があると思います。

【意見交換から】

最初にお話しがあったように基本法は憲法と密接に関連があるのと、一昨年問題になった「義務教育費の国庫負担制度」は、根本に関わるような問題だと思うのです。その辺を総合的に見ていかないと、東京から見ると地方から見るととらえ方が違うし、また、東京の中でも格差が出てきている状況もありますので、本当に義務教育が全国どこでも均一な最低限のレベルを保てるかどうか、心配な部分があります。

<説明>

今のことは、我々文部科学省の存在意義が問われるところでありまして、そこは具体的にこれを受けての施策のなかで一番重視していかなくてはならないところだと思います。